

説一切有部における有漏世間道による断惑

佛敎大学総合研究所特別研究員

清 水 俊 史

0. 問題の所在

煩惱のある限り有情は生死輪廻を繰り返す。有部の修行道論においては、聖者となり無漏出世間の智慧によって煩惱を断じることが、輪廻から脱するためにも最も重要となる。ところが有部の教理によれば、聖者のみならず、異生であっても有漏世間道によって煩惱を断じることができる¹と説かれている。櫻部建は、説一切有部の教理を概説するなかで、この“有漏世間道による断惑”が無漏の慧による断惑の原則に矛盾していると述べ、有部実践修行論においてこの問題を解決することの意義に言及している¹。

この問題を扱った考察は未だ数が少ないが、代表的先行研究として平澤一と周柔含とによるものが挙げられる²。このうち平澤一³は、『順正理論』を中心に、“有漏世間道による断惑”の是非をめぐる討論を考察し、このような“有漏世間道による断惑”が有部の修行道論において「例外として認められたもの」であり⁴、「一貫した体系としては、複雑になり、透徹性を欠き、部分的には相互に齟齬する部分もでてくる」⁵と評価している⁶。また周柔含⁷は、九遍知を軸として、所縁断（*ālambana-prahāṇa*）や離繫得（*viśaṃyoga-prāpti*）などの有部法相からこの問題について検討を加えている。しかしながら、これら両者の研究においては、有部の禅定論という立場からの検討が十分に果たされておらず、未だ教理の全貌は不明瞭なままである⁸。この異生の断惑が“有漏の六行観”と呼ばれる定（*samādhi*）によって遂行される点を鑑みても、有部の禅定論からの再検討は必要不可欠である。そこで本稿は、この欠を補うことで、

次の3点を証明することを目的としている。

- (1) 有部における“有漏世間道による断惑”とは、単に、定 (samādhi) によって上地を得る際に、下地から離染することである。未至定あるいは近分定によって下地から離染しなければ、上地を得ることは出来ない。したがって異生が上地を得ることが、そのまま“有漏世間道による断惑”なのであり、それ以外に何か特殊な例外規定や状況を想定しているわけではない。
- (2) 有漏世間道によって煩惱が断たれる際には、所縁断 (ālabhana-prahāṇa) ではなく、自性断 (svabhāva-prahāṇa) が適用される。したがって、異生によって断たれた煩惱は不成就になる。断じられた煩惱が不成就になるという点で、有漏世間道による断惑は、無漏出世間道による断惑と差異がない。
- (3) しかしながら無漏出世間道による断惑と異なり、有漏世間道による断惑の効果は一時的なものであって永続しない。なぜなら有漏世間道によって生起させられる有漏の離繫得は、いくつかの条件によって捨てられてしまうからである。そして、それこそが聖者による断惑と、異生による断惑との最大の違いである。

1. 煩惱とその断ち方

まず本節 1. では、有部の修行道論について考察を進め、“有漏世間道による断惑”の修行内容を明確化させる。有部では煩惱の断ち方には見道・修道という二つの手段があるとされる。これら両手段の有漏・無漏について次のように説かれている⁹。

AKBh. (p. 327.2-8) :

uktam yathā prahāṇam pariññakhyām labhate / tad api ca

kleśaprahāṇam ākhyātam satyadarśanabhāvanāt / (6, 1 ab)

darśanaheyā bhāvanāheyās ca kleśā iti vistareṇākhyātam / tāv idānīm darśana-
bhāvanāmārgau kim anāsravau sāsravāv iti vaktavyam / ata idam ucyate

dvididho bhāvanāmārgo darśanākhyas tv anāsravaḥ // 6, 1 cd //

dvididho bhāvanāmārgo laukiko lokottarāś ca / darśanamārgas tu lokottara eva
traidhātukapratipakṣatvāt / navaprakārāṇām darśanaheyānām sakṛtprahāṇac ca /
na hi laukikasya eṣā śaktir asti /

〔煩惱〕断が如何にして遍知の名称を獲るかについて既に説かれた。そ
して、その

煩惱の断は、諦を見ること、及び修することによる、と説示されてい
る。(6, 1 ab)

「諸煩惱は見所断と修所断とである」云々と詳しく説かれた。今や、これ
ら見・修の両道が無漏であるか有漏であるか、が説かれなくてはならな
い。それゆえに次のことが言われる。

修道は〔有漏・無漏の〕二種であるが、見道と称されるものは無漏で
ある。(6, 1 cd)

修道は〔有漏なる〕世間道と、〔無漏なる〕出世間道との二種である。一
方、見道は、三界〔すべての地〕に属する〔煩惱〕の対治であり、そして
九品の見所断〔煩惱〕を頓に断ずるゆえに、出世間〔道〕だけである。な
ぜなら、世間〔道〕にはこの能力が無いからである。

ここで説かれている見道と修道の有漏／無漏を表にまとめれば次のようにな
る。

	有漏（世間道）	無漏（出世間道）
見道	×	○
修道	○	○

従って本稿が検討しようとする有漏世間道による断惑とは、修道によって煩

悩を断つことである（上表の網掛け部）。ところで、見所断の煩惱は見道によって断たれるのであるから、「異生が有漏世間道によって断惑する場合には、修所断の煩惱だけが対象になるのではないか」と考えることも出来るはずである¹⁰。しかしながら有部の正統説によれば、異生による有漏世間道の断惑は、見所断・修所断の両方の煩惱を対象にする。それについて次のように説かれている¹¹。

AKBh. (p. 281.1–10) :

ya ime darśanaprahātavyānuśayā uktāḥ kim ete niyataṃ darśanenaiva prahīyante
/ nety āha / kiṃ tarhi /

bhavāgrajāḥ kṣāntivadyā dṛggheyā eva (5, 6 ab)

ye bhavāgrabhūmijā anvayajñānakṣāntiheyā anuśayās te darśanaheyā eva na
bhāvanāheyāḥ /

śeṣajāḥ / dṛggbhāvanābhyām (5, 6 bc)

kṣāntivadyā iti varttate / śeṣāsu bhūmiṣu yathāyogaṃ dharmānvayajñānakṣānti-
heyā anuśayā āryāṇāṃ darśanaheyāḥ pṛthagjanānāṃ bhāvanāheyāḥ /

akṣāntivadyā bhāvanayaiva tu // 5, 6 cd //

sarvāsu bhūmiṣu ye 'nuśayā jñānavadyās te ubhayeṣāṃ nityaṃ bhāvanāheyāḥ /

【問】見所断の随眠が説き終った。これらは決定して見によってのみ断ぜられるのか。【答】答えて言う。そうではない。【問】ではどうなのか。

【答】

有頂に生じる、忍所害〔の随眠〕は、ただ見所断である。(5, 6 ab)
有頂地に生じる類智忍によって断ぜられるべき随眠は、ただ見所断であって修所断ではない。

残りの〔地に〕生じる〔随眠〕は、見〔道〕もしくは修〔道〕によって〔断ぜられる〕。(5, 6 bc)

忍所害の〔随眠は〕、と続く。残りの地における法〔智忍〕、類智忍によって断ぜられるべき随眠は、聖者たちにとっては見所断であり、異生たちに

としては修所断である。

一方、忍所害ではない〔随眠〕は、ただ修によって〔断ぜられる〕。
(5, 6 cd)

すべての地における智所害の随眠は、〔聖者と異生との〕両者にとって決定して修所断である。

AKVy. (p. 447.13–16) :

ta ete āryānām darśanaheyās ta eva ca pṛthagjanānām bhāvanāheyāḥ. dvividho hi bhāvanāmārgaḥ. laukiko lokottaraś ca. tathā hi śāstra uktaṃ. bhagavataḥ śrāvako darśanena jahāti. pṛthagjano bhāvanayā jahātīti.

それら〔欲界から無所有処までの忍所害の随眠〕は、聖者たちにとっては見所断であり、同じそれら〔随眠〕が、異生たちにとっては修所断である。なぜなら、修道には、世間的な〔道〕と、出世間的な〔道〕との二種類があるからである。すなわち『〔発智〕論』において「世尊の声聞は見〔道〕によって断じ、異生は修〔道〕によって断ずる」と説かれているからである¹²。

異生／聖者それぞれにとって忍所害・智所害¹³の煩惱の断ち方が異なることが確認される¹⁴。これを表にまとめれば次のようになろう。

煩惱の種類		断ち方	
		異生	聖者
有頂地以外	忍所害	有漏世間の修道 ¹⁵	無漏出世間の見道
	智所害	有漏世間の修道	有漏世間／無漏出世間の修道 ¹⁶
有頂地	忍所害	断てない	無漏出世間の見道
	智所害	断てない	無漏出世間の修道 ¹⁷

したがって聖者にとって見所断・修所断であるところの煩惱を、異生が有漏世間の修道によって断じることが、異生による断惑であると考えられる（上表の網掛け部）。

2. 有漏世間の修道による断惑方法

前節 1. において、有部の修行道論を検討し、異生の“有漏世間道による断惑”とは、修道によって見所断・修所断の烦恼を断ずることであると指摘した。続いて本節 2. では、有部の禅定論から考察を進める。有部の理解によれば、このような修道による断惑は、必ず禅定に基づいて遂行される。AKBh. と AKVy. は、修道による断惑と禅定との関係を次のように説いている¹⁸。

AKBh. (p. 366.7–15) :

dvididho hi bhāvanāmārga ukto laukiko lokottarāś ceti / kenāyaṃ śaikṣaḥ kuto
vairāgyaṃ prāpnoti /

lokottareṇa vairāgyaṃ bhavāgrāt (6, 45 cd)

na laukikena / kiṃ kāraṇaṃ / tata ūrdhvaṃ laukikābhāvāt svabhūmikasya vāpra-
tipakṣatvāt¹⁹ / …中略… /

anyato dvidhā // 6, 45 d //

bhavāgrād anyataḥ sarvato bhūmer laukikenāpi vairāgyaṃ lokottareṇāpi /

修道は世間〔道〕と出世間〔道〕との二種類であると説かれた。この有学は、いずれ〔の道〕によって、いずれ〔の地〕からの離染を得るのか。

出世間〔道〕によって有頂からの離染がある。(6, 45 cd)

世間〔道〕によって〔有頂からの離染は〕ない。【問】なぜか。【答】それ(有頂)より上に世間〔法〕が無いから、あるいは、自地に属する〔世間道〕は〔自地に属する烦恼の〕対治にはならないからである。…中略…。

他〔の地〕から〔の離染は〕二種類である。(6, 45 d)

有頂以外のすべての地からの離染は、世間〔道〕によってもあり、出世間〔道〕によってもある。

AKVy. (p. 575.5–6) :

laukikenāpi vairāgyam iti. uparibhūmisāmaṅtakena. **lokottareṇāpīti**. tatpratipakṣeṇa svādharabhūmikenānāsraveṇa mārgeṇa.

「離染は、世間〔道〕によってもあり」とは、「〔離染は〕上地の近分〔定に属する世間道〕によってもあり」である。「出世間〔道〕によってもある」とは、「その対治である自〔地〕と、より下の地とに属する無漏道によっても」である。

ここで重要な点は、世間道は下地の煩惱に対してだけ対治になることである。したがって、たとえば世間道によって欲界の煩惱を断じるためには初静慮の未至定に入る必要があり、初静慮の煩惱を断じるためには第二静慮の近分定に入る必要がある。このように有漏世間の修道による断惑は、禅定修行と深い関わりがある。換言すれば、禅定によって下地から離染して上地を得ることこそが、有漏世間道による断惑なのである。

この事実は、“有漏の六行観”に関する記述からも確認することが出来る。“有漏の六行観”とは、有漏世間道によって断惑が遂行される際に、まず無間道において下地を「匱」「苦」「障」と観察して、続いて解脱道において上地を「静」「妙」「離」と観察することである²⁰。

AKBh. (p. 368.6–12) :

tatra lokottarā ānantaryavimuktimārgāḥ satyālabhanatvāt satyākārapravṛttā iti
siddham /

vimuktyānantaryapathā laukikās tu yathākramam / śāntādyudārādyākārāḥ
(6, 49 abc)

vimuktimārgāḥ śāntādyākārā ānantaryamārgā audārikādyākārāḥ / te punar
yathākramam

uttarādharagocarāḥ // 6, 49 d //

vimuktimārgā uttarāṃ bhūmiṃ śāntataḥ praṇītato niḥsarṇatāś cākārayanti sam-
bhavataḥ / ānantaryamārgā adharāṃ bhūmim audārikato duḥkhalataḥ sthūlabhi-

ttikataś ca /

そのうち出世間の無間〔道〕・解脱道は、諦を所縁とするので、〔四〕諦〔十六〕行相をもって転起すると既に成立している。

他方、世間的な解脱〔道〕・無間道は、順次に、「静」などと「麤」などとの行相をもつ。(6, 49 abc)

解脱道は「静」などの行相を有し、無間道は「麤」などの行相を有する。そしてそれらは順次に、

上〔地〕・下〔地〕を対象とする。(6, 49 d)

解脱道は上地を〔所縁として〕「静」「妙」「離」であると、可能性に応じて、行相をとる。無間道は下地を〔所縁として〕「麤」「苦」「障」であると〔可能性に応じて、行相をとる〕。

以上より“世間有漏道による断惑”とは、上地の未至定・近分定に入り、有漏の六行観をもって下地の煩惱を断つことである、と確認される。

3. 浄等至と離染

続いて本節 3. では、定 (= 等至 samādhi) と断惑の関係から考察を進めることで、有漏世間道による断惑が有部禅定論のなかでどのような位置を占めているのかを検討する。有部では禅定の状態を、浄等至・無漏等至・味相応(染汚)等至という三種に分類する。これら三種の禅定状態と断惑の関係について次のように説かれている²¹。

AKBh. (p. 447.10–15) :

eṣaṃ ca punas trividhānāṃ dhyānāṃ ārūpyāṇāṃ²²

anāsraveṇa hīyante kleśāḥ (8, 21 cd)

na śuddhakena / kuta eva kliṣṭena / vītarāgatvān nādhāḥ / tasyaiva tadapratipakṣatvān na svabhūmau / viśiṣṭataratvān nordhvam iti /

sāmantakena ca // 8, 21 d //

dhyānārūpyasāmantakena ca kleśāḥ prahīyante śuddhakenāpi / adhobhūmipratipakṣatvāt /

また、これら〔浄等至・無漏等至・味相応（染汚）等至という〕三種の静慮と無色との〔根本定の〕うち

煩惱は無漏〔等至〕によって断ぜられる。(8, 21 cd)

浄〔等至〕によっては〔煩惱の断〕ない。ましてや染汚〔等至によって断ぜられる〕はずがない。すでに〔下地から〕離染しているのであるから〔上地の浄等至によって〕下〔地に属する煩惱の断は〕ない。ある〔地の浄等至〕が同じそ〔の地に属する煩惱〕の対治になることはないので、自地における〔煩惱の断は〕ない。〔煩惱が〕より勝れているので、〔下地の浄等至によって〕上〔地に属する煩惱の断は〕ない。

また、近分によっても〔断ぜられる〕。(8, 21 d)

また、静慮・無色の近分の浄〔等至〕によっても煩惱は断ぜられる。下地〔に属する煩惱〕の対治であるからである。

AKVy. (p. 681.19–23) :

śuddhakenāpīty apīśabdād anāsraveṇāpīti. saṃbhavatas tv etad uktaṃ. ata evocyate. adhobhūmipratipakṣatvāt iti. kāmāvacarā hi kleśāḥ prathamadhyānasāmantakena prahīyante. prathamadhyānabhūmikā dvitīyadhyānasāmantakena. evaṃ yāvad ākiṃcanyāyatanabhūmikā naivasamjñānāsamjñāyatanasāmantakeneti.

「浄〔等至〕によっても」とあるうち「も」の語によって「無漏〔等至〕によっても」と〔ここには含意されている〕。しかしながら、これは可能性という点から説かれている。まさにそれゆえに、「下地〔に属する煩惱〕の対治であるからである」と説かれたのである。欲界繫の煩惱は初静慮の近分〔定〕によって断ぜられ、初静慮地〔の煩惱〕は第二静慮の近分〔定〕によって〔断ぜられ〕、同様に乃至、無所有処地〔の煩惱〕は非想非

非想処〔地の近分定〕によって〔断ぜられる〕。

これをまとめれば次のようになろう²³。

等至の種類		断の対象となる煩惱		
		上地	同地	下地
無漏等至	根本	○	○	×
	未至	○	○	○
浄等至	根本	×	×	×
	近分（未至）	×	×	○
味相応（染汚）等至		×	×	×

したがって本稿で問題となる“世間有漏道による断惑”は近分（未至）の浄等至によって下地の煩惱を断ずることである（上表の網掛け部）。また、味相応（染汚）等至が獲られるのは、既に得ている上地から退失する場合と、上地から死没して下地に再生する場合に限られるので、下地から直接的に上地の味相応（染汚）等至を得ることは出来ない²⁴。そして、無漏等至は聖者のみに起こりえるものである²⁵。以上より、異生が“初静慮などを獲る”と表現される場合には必ず浄等至の近分（未至）が適用されることが解る。この浄等至を獲る条件については次のように説かれている。

AKBh. (p. 442.17–20) :

atha śuddhakādīnāṃ dhyānārupyāṇāṃ kathāṃ lābhāḥ /

atadvān labhate śuddhaṃ vairāgyeṇopapattitaḥ / (8, 14 ab)

asamanvāgatas tena śuddhakaṃ dhayanam ārupyaṃ vā pratilabhate / adhobhū-
mivairāgyād vā / adhobhūmyupapattito vā / anyatra bhavāgrāt / na hi tasyopa-
pattito lābhāḥ /

さて、浄などの静慮・無色の獲はどのようにしてあるか。

それを有していない者は、離染あるいは生によって浄〔等至〕を獲る。(8, 14 ab)

それを成就していない者は、下地から離染することによって、あるいは〔上地から〕下地に生まれることによって、浄の静慮もしくは〔浄の〕無色を獲る。〔ただし生まれの場合には〕有頂を除く。なぜならば〔有頂より上地はないので〕それ（有頂）が生によって獲られることはないからである。

すなわち上地を得るためには、先に必ず下地から離染していなければならない²⁶。たとえば欲界にいる異生が初静慮の根本定を獲る場合には、先に未至定において欲界の煩惱を全て断じておく必要がある。換言すれば、欲界の煩惱を残したまま初静慮の根本定に入定することは不可能である。したがって、“有漏世間道による断惑”は、禅定によって上地を獲る場合には必ず行われていることであり、決して特別な事態を想定しているわけではないことが解る。

4. 煩惱の断たれ方 — 自性断と所縁断 —

続いて“有漏世間道による断惑”における煩惱の断じられ方を、とくに成就（得）という点から考察する。前節 3. までに考察したように、有部では異生であっても煩惱を断じることが出来ると考えられているが、有部の教理によれば有漏法の断たれ方には自性断（svabhāva-prahāṇa）と所縁断（ālabhana-prahāṇa）の二つがあるとされる²⁷。周柔含は、このうち所縁断（ālabhana-prahāṇa）が“有漏世間道による断惑”に深く関係していることを示唆しているが²⁸、有部法相の字義に従う限りは再考の余地がある。AKBh. と AKVy. には次のように自性断と所縁断について説かれている²⁹。

AKBh. (p. 321.1–2) :

kiyatā kleśaḥ prahīno vaktavyaḥ / svāsamānikāḥ prāpticchedāt / pārasāmtānikas
tu kleśaḥ sarvaṃ ca rūpaṃ akliṣṭaś ca dharmas tadālabhanasvāsamānikak-
leśaprahāṇāt /

【問】 いかなる〔条件〕によって「煩惱が断たれた」と言われるべきか。

【答】 自らの相続に属する〔煩惱〕は、得（prāpti）の断絶によってである。けれども、他者の相続に属する煩惱と、すべての色と、不染汚法とは、それを所縁とする、自らの相続に属する煩惱の断によってである。

AKVy. (pp. 500.30–501.3) :

svāsāmtānikah prāpticchedād iti vistarahaḥ. svasāmtānakleśah prāptivigamāt prahīṇo vaktavyaḥ. parasāmtānakleśas tu na prāpticchedāt. svasāmtāne tatprāptyabhāvāt. kiṃ tarhi **tadālaṃbanasvāsāmtānikakleśaprahāṇāt**. pārasāmtānikakleśālaṃbanasvāsāmtānikakleśaprapticchedād ity arthaḥ. **sarvaṃ rūpaṃ** kuśalākuśalāvyaḥkṛtaṃ. **akliṣṭas ca dharma** ity arūpī kuśalasāsravaṃ anivṛtāvyaḥkṛtās ca. tathaiiva tadālaṃbanasvāsāmtānikakleśaprahāṇāt prahīṇo vaktavya iti.

「自らの相続に属する〔煩惱〕は、得（prāpti）の断絶によってである」云々とは、「自らの相続にある煩惱は、得（prāpti）の除去によって断たれる」と言われるべきである。けれども他者の相続にある煩惱は、得（prāpti）の断絶によってではない。自己の相続にその得（prāpti）はないからである。ではどうなのか〔と云えば答えて〕「それを所縁とする、自らの相続に属する煩惱の断によってである」〔であり、即ち〕「他者の相続に属する煩惱を所縁とする、自らの相続に属する煩惱の断によってである」という意味である。善・不善・無記なるすべての色と、有漏善と無覆無記の非色なる不染汚法とは、まさに同様に、それを所縁とし、自らの相続に属する煩惱の断によって断たれると言われるべきである。

見道・修道によって自相続にある煩惱、すなわち染汚（不善と有覆無記）なる非色法が断たれる場合には（1）自性断が適用され、色法とおよび不染汚（善と無覆無記）なる非色法とが断たれる場合には（2）所縁断が適用される。何故これらには（2）所縁断のみが適用され、（1）自性断が適用されないのか

という理由について『大毘婆沙論』は、「それらの諸法は道に反しておらず、さらに明・無明と直接的に関係するものではないから」と答えている³⁰。以上を整理すれば次のようになる。

	適用	断じられ方	断じられた諸法
自性断	非色の染汚法（煩惱）	対象となる法の得（成就）を断絶させる	不成就になる
所縁断	非色の不染汚法、および色法	対象となる法を所縁としている自相続中の煩惱が全て断たれた場合、その法が断たれたとする	再び現前し得る ³¹

したがって、自相続にある煩惱法に所縁断は適用されないため、異生が有漏世間道によって断惑する際にも自性断が適用され、断たれた煩惱の成就関係は断たれると考えられる。

5. 離繫果と離繫得

本節 5. では有漏世間道による断惑と離繫果との関係を考察する。離繫 (visamyoga) とは、煩惱が対治道によって滅した状態のことであり、無為法である択滅 (pratisamkhyā-nirodha) そのもののことである³²。当然、この離繫 (= 択滅) は聖道によって煩惱を断ずることによって得られるが、AKBh. によれば有漏世間道による断惑によっても離繫果があると説かれている³³。

AKBh. (p. 255.15–22) :

prahāṇamārge samale saphalaṃ karma pañcabhiḥ / (4, 87 ab)
 prahāṇārthaṃ mārgaḥ prahīyante vā 'nena kleśā iti prahāṇamārgaḥ ānanta-
 taryamārgaḥ / tasmin sāsrave yat karma tat pañcabhiḥ phalaiḥ saphalam / tasya
 hi vipākaphalaṃ svabhūmāv iṣṭo vipākaḥ / niḥśyandaphalaṃ samādhijā uttare
 sadṛśā dharmāḥ / visamyogaphalaṃ visamyoga eva / yat tat prahāṇam / pu-
 ruṣakāraphalaṃ tadākṛṣṭā dharmās tadyathā vimuktimārgas³⁴, tatsahabhuvā ca,

yac cānāgataṃ bhāvyaṭe, tac ca prahāṇam / adhipatiphalaṃ svabhāvād anye sar-
vasaṃskārāḥ pūrvotpannavarjyāḥ /

有垢なる断道において業は、五つの点で果を有している。(4, 87 ab)
断を目的とする道であるから、あるいはこれによって諸煩惱が断ぜられる
から、断道であり〔即ち〕無間道である。有漏なるそ〔の道〕にある業
は、五つの点で果を有している。実にその異熟果は、自地における可愛
の異熟である。等流果は、定から生じた後の相似の諸法である。離繫果
は、まさに離繫のことであり、その断のことである。土用果は、それによ
って牽かれた諸法であり、たとえば解脱道と、それと俱有なる〔諸法〕
と、修せられるところの未来のものと、その断とである。増上果は、前に
生じたものを除いて、自体以外のすべての諸行 (saṃskāra) である。

ここで注意しなければならない点は、離繫 (visamyoga) は無為法である択
滅に他ならないから、それは我々の相続から離れた、生じもせず滅もしない
時間を超えた存在である。よって、「離繫果がある」といっても、我々の相続
のうちに“択滅”なる法が忽然と生じるということは考えられない。そこで有
部は、得 (prāpti) という媒介者を通じて離繫 (= 択滅) が我々の相続と関係
性をもつという考えによって、離繫 (= 択滅) と有情の関係性を理解してい
る³⁵。異生であっても煩惱を断ずれば択滅を成就するという記述が、他の箇所
からも確認できる³⁶。

AKBh. (pp. 62.19–63.1) :

asaṃskṛteṣu punaḥ prāptyaprāptī

nirodhayoḥ // 2, 36 d //

…中略… / pratisaṃkhyānirodhena sakalabandhanādikaṣaṇasthavarjyāḥ sarva
āryāḥ pṛthagjanās ca kecit samanvāgatāḥ /

一方、無為〔の諸法〕について得・非得は

二つの滅にある。(2, 36 d)

…中略…。すべての束縛（煩惱）を有したまま〔見道の〕初刹那（苦法知忍の位）に住している〔聖者〕を除いた〔他の〕すべての聖者と、一部の異生たちは択滅を成就する。

AKVy. (p. 144.29–30) :

prthagjanās ca kecit samanvāgatā ity ekaprakāropalikhitādayaḥ.

「一部の異生たちは択滅を成就する」とは、一品〔の煩惱〕でも取り除かれている等の者たちである。

以上より、異生であっても煩惱を断ずれば、離繫を得ることが解る。「煩惱が断じている」という状態そのものについては異生であっても聖者であっても何ら変わらない点が確認される。

6. 離繫得の有漏／無漏

前節 5. において異生であっても煩惱を断ずれば聖者と同じく離繫を得する点を指摘した。それでは異生と聖者の断惑には全く差異が無いのか、といえそうではない。離繫（＝択滅）は無為法であるが、その離繫を有情の相続に結びつけている得（離繫得）は有為法であるため、この離繫得には有漏か無漏かの種別がある。そして、有部の教理に基づけば、異生には有漏の離繫得しか生じないのに対し、聖者には無漏の離繫得が生じると言う点で、この両者の断惑には決定的な違いがある³⁷。無漏の離繫得が生じていることは、“煩惱の断”が“遍知”として設定される条件であるから³⁸、修道論上、離繫得が有漏か無漏かであるかは重要な要素である。

また、有漏／無漏の離繫得は、それぞれ有漏法／無漏法の法相定義に従うはずであるから、一定の条件が揃えば捨される可能性がある。色界繫／無色界繫／無漏のうち何れの断道によって離繫が得られたのかに応じて、この離繫得にもそれぞれ色界繫／無色界繫／無漏という三種類がある³⁹。まず、色界繫・無

色界繫法⁴⁰と、ならびに無漏法⁴¹が捨される条件を表にまとめれば次のようになる。

色界繫法が捨される条件	『甘露味論』	『心論』	『心論経』	『雑心論』	『大毘婆沙論』	AKBh.	『順正理論』	『藏頭宗論』	ADV.
(1) 易地		○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 退	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 死没	○			▽	▽	△	△	△	△
(4) 離染					○		△	△	

△ = 長行で補足的に説かれる、▽ = 順決択分の解説箇所説かれる⁴²

無色界繫法が捨される条件	『甘露味論』	『心論』	『心論経』	『雑心論』	『大毘婆沙論』	AKBh.	『順正理論』	『藏頭宗論』	ADV.
(1) 易地		○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 退			○	○	○	○	○	○	○
(3) 死没	△								
(4) 断善根	△	○	○	○					
(5) 得果			○						

△ = 不明確⁴³

無漏法が捨される条件	『甘露味論』	『心論』	『心論経』	『雑心論』	『大毘婆沙論』	AKBh.	『順正理論』	『藏頭宗論』	ADV.
(1) 得果	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 練根			×	○	○	○	△	△	○
(3) 退	○	○	○	○	○	○	○	○	○

× = 異説として紹介、△ = 得果に含まれる

この条件を比べると、無漏法と比べ、色界繫・無色界繫がより容易に捨せられることが解る⁴⁴。特に色界繫法と無色界繫法との二つについては、「易地」

によって、すなわち上地から下地に輪廻する際には上地に属する諸法が捨せられ、下地から上地に輪廻する場合には下地に属する諸法が捨されてしまうために、これに伴って有漏の離繫得も捨される⁴⁵。これに対して無漏法は死没によって捨されることはないため、無漏の離繫得は輪廻を隔てて成就され続ける。したがって有漏の離繫得の効力は、無漏のものとは比べ非常に限定的であり、永続的效果は見込めない。かかる点が有漏と無漏の離繫得の相違点であり、ひいては異生と聖者との断惑における差異であると考えられる。

7. 結 論

以上、本稿の冒頭部において挙げた目標は達成できたと考えられる。

有部における“有漏世間道による断惑”とは、単に、定 (samādhi) によって上地を得る際に、下地から離染することである。この有漏世間道による断惑は、無漏出世間道によるものと同じく、煩惱の得を断つものであり (自性断)、それに伴って有漏の離繫得を生じさせる。ただしこの離繫得は、有漏であるがゆえに効果は一時的なものであって永続せず、下地から上地へ、上地から下地へと輪廻を経ることで捨されてしまう。換言すれば、“有漏世間道による断惑”は上地に再生する為のものであって、解脱に資するものではなく、いつか必ず下地に戻ってきてしまう不完全なものである。この点が、解脱に直結する“無漏出世間の断惑”と根本的に相違している。

そしてこの理論は、その萌芽が既に『発智論』の段階から見られ、『大毘婆沙論』において既に完成された形で説かれること、その完成された形が AKBh. や『順正理論』などにも引き継がれていることから、本稿の結論は、有部において広く容認されていたと考えられる⁴⁶。

このように“有漏世間道による断惑”は有部教理において明確に定義されており、何ら特殊なものではない。むしろ、1) 欲界から離染することこそが初静慮を獲ることであり、2) その場合には欲界すべての煩惱に対して有漏ではあっても離繫得が獲られること、3) 禪定に入った功德を失わない限り出定後

も煩惱が断たれたままでいること等を勘案すれば⁴⁷、説一切有部における禪定とは、単なる精神集中ではなく、自己変革ともいべき大きな意義を有していたことに注意を払うべきであろう。

Abbreviations

アルファベット略号

- ADV. *Abhidharmadīpa-Vibhāṣāprabhāvṛtti* – P. S. Jaini (ed.), *Abhidharmadīpa with Vibhāṣāprabhāvṛtti*, Patna : K. P. Jayaswal Research Institute, 1959.
- AKBh. *Abhidharmakośa-Bhāṣya* – P. Pradhan (ed.), *Abhidharmakośabhāṣya of Vasubandhu*, Patna : K. P. Jayaswal Research Institute, 1967.
- AKK. *Abhidharmakośa-Kārikā* – Chap. 1–8 : AKBh. ; Chap. 1–3 : 福原亮巖 (監修), 『梵本藏漢英和訳合璧 阿毘達磨俱舍論本頌の研究——界品・根品・世間品——』, 永田文昌堂, 1973 ; Chap. 4–5 : 福原亮巖 (監修), 『梵本藏漢訳合璧 阿毘達磨俱舍論本頌の研究——業品・随眠品——』, 永田文昌堂, 1986.
- AKVy. *Abhidharmakośa-vyākhyā* – Unrai Wogihara (ed.), *Sphuṭārthā Abhidharmakośa-vyākhyā by Yaśomitra*, Tokyo : Sankibō busshorin, 1971.
- T 大正新脩大藏經.

漢訳資料の略号 (大正新修大藏經の収録順)

- 『集異門足論』 尊者舍利子説玄奘譯『阿毘達磨集異門足論』 T 26 (No.1536).
- 『法蘊足論』 尊者大目乾連造玄奘譯『阿毘達磨法蘊足論』 T 26 (No.1537).
- 『識身足論』 提婆設摩阿羅漢造玄奘譯『阿毘達磨識身足論』 T 26 (No.1539).
- 『八鍵度論』 迦旃延子造僧伽提婆共竺佛念譯『阿毘曇八鍵度論』 T 26 (No.1543).
- 『發智論』 迦多衍尼子造玄奘譯『阿毘達磨發智論』 T 26 (No.1544).
- 『大毘婆沙論』 五百大阿羅漢等造玄奘譯『阿毘達磨大毘婆沙論』 T 26 (No.1545).
- 『毘曇婆沙論』 迦旃延子造五百羅漢釋浮陀跋摩共道泰等譯『阿毘曇毘婆沙論』 T 28 (No.1546).
- 『心論』 法勝造僧伽跋摩等譯那連提耶舍譯『阿毘曇心論』 T 28 (No.1550).
- 『心論經』 大德優波扇多釋『阿毘曇心論經』 T 28 (No.1551).
- 『雜心論』 尊者法救造僧伽跋摩等譯『雜阿毘曇心論』 T 28 (No.1552).
- 『甘露味論』 尊者瞿沙造失譯『阿毘曇甘露味論』 T 28 (No.1553).
- 『入阿毘達磨論』 塞建陀羅阿羅漢造玄奘譯『入阿毘達磨論』 T 28 (No.1554).
- 『俱舍論』 尊者世親造玄奘譯『阿毘達磨俱舍論』 T 29 (No.1558).
- 『順正理論』 尊者衆賢造玄奘譯『阿毘達磨順正理論』 T 29 (No.1562).
- 『藏顯宗論』 尊者衆賢造玄奘譯『阿毘達磨藏顯宗論』 T 29 (No.1563).

Bibliography

Dhammajoti, KL.

[2007 a] *Sarvāstivāda Abhidharma*, Hong Kong : Centre for Buddhist Studies, 3rd revised edition.

[2009 a] *Sarvāstivāda Abhidharma*, Hong Kong : Centre for Buddhist Studies, 4th revised edition.

櫻部建

[1988] 「有部」, 『岩波講座東洋思想 8 インド仏教 1』, 岩波書店, pp. 198–225.

[1995] 「新たに説一切有部研究を志す人のために」, 『佛教学セミナー』 61, pp. 38–50.

櫻部建・小谷信千代・本庄良文

[2004] 『俱舎論の原典研究 智品・定品』, 大蔵出版.

清水俊史

[2014 c] 「説一切有部における阿羅漢の行為論」, 『佛教大学総合研究所紀要』 21, pp. 165–181.

[2014 e] 「説一切有部における随心転の無表－静慮律儀と無漏律儀の得捨－」, 『佛教文化研究』 58, pp. 1–21.

周柔含

[2010] 「説一切有部の世俗道断惑論」, 『法鼓佛學學報』 7, pp. 23–65.

[2011] 「『九遍知』の一考察」, 『印度学仏教学研究』 59(2), pp. 157–163.

西義雄

[1975] 『阿毘達磨仏教の研究 ——その真相と使命——』, 国書刊行会.

平澤一

[1987] 「有漏道による断惑について」, 『印度学仏教学研究』 35(2), pp. 57–62.

[1990] 「順正理論における有漏道断惑の対論」, 『印度学仏教学研究』 38(2), pp. 275–281.

[1991 a] 「有漏道断惑の対論(一)」, 『金沢大学教育学部紀要 教育科学編』 40, pp. 170–180.

[1991 b] 「有漏道断惑の対論(二)」, 『金沢大学教科教育研究』 27, pp. 181–192.

舟橋一哉

[1987] 『俱舎論の原典解明 業品』, 法蔵館.

舟橋水哉

[1940] 『俱舎の教義及び其歴史』, 法蔵館.

森章司

[1995] 『原始仏教から 阿毘達磨への 仏教教理の研究』, 東京堂出版.

謝辞

本稿を執筆するにあたり、本庄良文先生、佐々木閑先生から多大なご指導を賜りました。また2014年12月3日に真宗文化研究所(京都光華女子大学)にて行われた研究報

告会では、一郷正道先生、加治洋一先生、小澤千晶先生との有意義な議論を通して、多くの問題点を修正することが出来ました。ここに篤く御礼申し上げます。

註

- 1 櫻部建 [1988: pp. 220.11–221.7] [1995: p. 48.b 2–8]
- 2 Dhammajoti [2007 a: pp. 454.8–457.18]; [2009 a: pp. 348.19–352.35] においても、有漏世間道による断惑が概説されている。
- 3 平澤一 [1987] [1990] [1991 a] [1991 b]
- 4 平澤一 [1987: p. 562.b 11]
- 5 平澤一 [1987: p. 562.b 18–20]
- 6 森章司 [1995: p. 257.12–14] も、有漏の六行観による世間道断惑が、有部修行道論における「例外」であると評価している。
- 7 周柔含 [2010] [2011]
- 8 西義雄 [1975: p. 344.8–9] は、この世俗道断惑が有漏の禅定観に基づくことを的確に指摘している。
- 9 『順正理論』卷 57 (T 29. 657 c 07–658 a 01); 『藏頭宗論』卷 29 (T 29. 913 c 26–914 a 07) を参照。『藏頭宗論』では AKBh. からの偈頌が改められているが、見道が無漏のみで、修道が有漏無漏に通じる点は同一である。
- 10 舟橋水哉 [1940: pp. 132–134] がこの見解を表明している。しかし平澤一 [1987: p. 59.a 11–15] の指摘によれば、有漏世間道が修所断煩惱だけを断ずると説く有部資料は乏しいらしい。
- 11 『発智論』卷 3 (T 26. 930 a 21–b 28); 『八韃度論』卷 4 (T 26.785 c 22–786 a 29); 『毘曇婆沙論』卷 28 (T 28. 207 b 04–27); 『大毘曇婆沙論』卷 51 (T 27. 266 c 15–267 a 06); 『順正理論』卷 46 (T 29. 605 a 23–b 05); 『藏頭宗論』卷 25 (T 29. 893 b 26–c 07) を参照。
- 12 『発智論』卷 3 (T 26. 930 a 21–25)
- 13 聖者を基準とする一般的な理解に従えば、忍所害が見所断のことであり、智所害が修所断のことである。
- 14 『順正理論』卷 46 (T 29. 605 a 23–b 08); 『藏頭宗論』卷 25 (T 29. 893 b 26–c 07) も参照。
- 15 聖者にとって見所断の煩惱が、異生にとっては修所断であるという意味である。
- 16 聖者であっても世間道によって離染を起こすことが認められている。AKK. 6, 46 を参照。
- 17 有頂地の煩惱は無漏出世間道によってしか断てない。AKBh. (p. 366.7–15) を参照。
- 18 同趣旨は『心論』卷 2 (T 28. 819 b 19–25); 『心論経』卷 3 (T 28. 850 c 04–11); 『雑心論』卷 5 (T 28. 913 b 08–18); 『順正理論』卷 66 (T 29. 701 b 09–15); 『藏頭宗論』卷 32 (T 29. 931 a 27–b 06) においても説かれる。また、『発智論』卷 3 (T 26. 930 a 21–b 28); 『八韃度論』卷 4 (T 26.785 c 22–786 a 29); 『毘曇婆沙論』卷 28 (T 28. 207 b 04–27); 『大毘曇婆沙論』卷 51 (T 27. 266 c 15–267 a 06) も参照。

- 19 Pradhan : vā pratipakṣatvāt, 平川訂正表 : vāpratipakṣatvāt
 20 有漏の六行観については『心論経』巻3 (T 28. 850 c 11-13) ; 『雑心論』巻5 (T 28. 913 b 18-21) ; 『順正理論』巻66 (T 29. 702 a 22-b 03) ; 『藏顕宗論』巻32 (T 29. 932 c 26-a 07) に体系的に説かれる。また、『集異門足論』巻18 (T 26. 444 a 13-445 a 01) ; 『法蘊足論』巻8 (T 26. 488 c 22-23), 巻11 (T 26. 506 b 29-c 07), 巻12 (T 26. 513 a 03-04) においても麁苦障・静妙離からなる六行観が説かれている。
 21 『心論』巻3 (T 28. 826 a 10-17) ; 『心論経』巻5 (859 b 26-c 10) ; 『雑心論』巻7 (T 28. 930 c 7-14) ; 『順正理論』巻78 (T 29. 765 b 03-10) ; 『藏顕宗論』巻39 (T 29. 970 a 27-b 05)
 22 Pradhan : dhyānānām rūpyārūpyānām, 櫻部・小谷・本庄 [2004 : p. 292 註1] : dhyānām ārūpyānām
 23 無漏等至については下記の記述も参照。

AKBh. (pp. 447.15-448.7) :

kati punaḥ sāmantakāni /

aṣṭau sāmantakāny eṣāṃ (8, 22 a)

ekaikasyaikaikaṃ yena tatpraveśaḥ / kiṃ tāny api trividhāni tathaiva ca teṣu vedanā /
 nety ucyate /

śuddhāduḥkhāsukhāni hi / (8, 22 b)

śuddhakāni ca tāny upekṣendriyasamprayuktāni ca yatnavāhyatvād adbhobhūmyudvegāna-
 pagamāt vairāgyapathatvāc ca nāsvādanāsamprayuktāni /

āryaṃ cādyam (8, 22 c)

ādyam sāmantakam anāgamyam tac chuddhakam cānāsravam ca yady api
 sāmantakacittena pratisaṃdhibandhaḥ kliṣṭo bhavati / samāhitasya tu kliṣṭatvam pra-
 tiśidhyate /

tridhā kecit (8, 22 c)

kecit punar icchanti / āsvādanāsamprayuktam apy anāgamyam /

【問】さて、幾何の近分があるのか。【答】

これらには八つの近分がある。(8, 22 a)

一々〔の根本〕に一々〔の近分〕があり、これ(近分)によってそれ(根本)に入るのである。【問】それら(近分)も〔無漏・淨・味相応という〕三種類であるか。そして、それら(近分)における受は〔根本における受と〕全く同様であるか。【答】〔そうでは〕なくて〔次のように〕言われる。

淨であり、不苦不樂である。(8, 22 b)

それらは淨〔等至〕であり、捨根相応である。努力によって引き起こされるから、そして下地の怖れから離れていないので〔喜・樂と相応しない〕。離染への道であるから味相応ではない。

そして初〔静慮の近分〕は聖(無漏)でもある。(8, 22 c)

初〔静慮〕の近分は未至〔定〕であり、これは淨でもあり無漏でもある。たと

え近分の心による結生が染汚であるにしても、入定した〔心については〕染汚性が否定される。

一部の人々は三種である〔と主張する〕。(8, 22 c)

けれども一部の人々は、未至〔定〕は味相応でもあると認める。

24 AKBh. (p. 442.10–12) :

kliṣṭaṃ hānyupapattiṭṭhaṃ // 8, 14 d //

atadvān labhata ity evānūvartate / parihāṇito yadi tadvairāgyāt parihīyate / upapattito yady uparibhūmer adharāyām upapadyate /

染汚〔の等至〕を、退失と生とから、(8, 14 d)

それを有していない者は獲る、とまさに〔先の句に〕繋がる。もしその〔地の〕離染から退するならば退 (parihāṇi) によって、もし上地から下〔地〕に再生するならば、生によって〔染汚等至を獲る〕。

なお『順正理論』巻 78 (T 29. 763 c 09–12) = 『藏頭宗論』巻 39 (T 29. 968 c 04–07) も参照。

25 無漏等至は未至定、四つの色界根本静慮、中間静慮、下三つの無色界根本定のあわせて九つを依地とする。この九地においてしか無漏法は存在しないからである。したがって、第二静慮から非想非非想処までの近分定に無漏はない。

AKBh. (p. 450.1–5) :

ta ete trayaṃ samādhayo dvidividhāḥ /

śuddhāmālāḥ (8, 25 a)

śuddhakāś cānāsravās ca / laukikalokottaratvāt / laukikā ekādaśasu bhūmiṣu / lokottarā yatra mārgaḥ /

これら三つの三昧 (空・無願・無相) は二種である。

浄なると、無垢なるとである。(8, 25 a)

浄〔等至〕と無漏〔等至〕とである。世間的なものとして世間的なものがあるからである。世間的なものは十一地においてあり、出世間的なものは道があることにおいてある。

AKVy. (p. 683.2–4) :

laukikā ekādaśasv iti. kāmādhātāv anāgamyē dhyānāntare dhyānārūpyeṣu ceti. **yatra mārga** iti. kāmādhātubhavāgradvītyādisāmāntakavarjitāsu bhūmiṣu.

「世間的なものは十一」とは、欲界・未至・中間静慮・〔四根本〕静慮・〔四〕無色〔定〕である。「道があることにおいて」とは、欲界と有頂と第二〔静慮〕などの近分を除く〔未至・中間静慮・四根本静慮・下三無色の〕諸地においてである。

また次の箇所にも同趣旨が説かれる。

AKBh. (p. 87.4–6) :

anyonyaṃ navabhūmis tu mārgaḥ (2, 52 cd)
 sabhāgahetur ity adhikāraḥ / anāgamyē dhyānāntarikāyāṃ caturṣur aneṣu triṣu
 cārūpyeṣu mārgasatyam anyonyaṃ sabhāgahetuḥ /

しかし九地に属する道は、互いに (2, 52 cd)

同類因である、と〔言葉が〕かかる。〔無漏である〕道諦は、未至・中間静慮、
 四静慮、三無色において、互いに同類因である。

また無漏の根本定が下地の煩惱を断じえない理由は、下地から離染しなければ上地
 を得ることが出来ないため、既に下地から離染しているからである。AKBh. には次の
 ように説かれている。

AKBh. (pp. 367.11–368.5) :

katamayā punar bhūmyā kuto vairāgyaṃ bhavati /
 anāsraveṇa vairāgyam anāgamyena⁽¹⁾ sarvataḥ // 6, 47 cd //
 …中略… / anāsraveṇa vairāgyam anāgamyena sarvata ity uktam anyais tu noktam /
 ata ucyate

āryair aṣṭābhiḥ svordhvabhūjayah // 6, 48 cd //

anāsravair aṣṭābhir dhyānadhyanāntarārūpyaiḥ svasyā ūrdhvayās ca bhūmer vairāgyam
nādhārāyā vītarāgatvāt /

【問】次に、いずれの地〔に属する道〕によって、いずれの〔地〕からの離染
 があるのか。【答】

未至の無漏〔道〕によって、すべての〔地〕からの離染がある。(6, 47 cd)
 …中略…。〔未至の無漏〔道〕によって、すべての〔地〕からの離染がある〕
 と〔先の偈で〕説かれたが、他の〔道〕によって〔の離染は〕未だ説明されて
 いない。そこで説く。

八つの聖〔道〕によって自〔地〕と上地からの勝利がある。(6, 48 cd)

〔四根本〕静慮と、中間静慮と、〔下三つの〕無色とを〔依地とする〕八つの無
 漏〔道〕によって、自〔地〕と上地からの離染があり、下〔地〕から〔の離染〕
はない。既に離染したからである。

(1) Pradhan : anāgamyena, 平川訂正表 : anāgamyena

AKVy. (p. 576.14–22) :

sarvata iti. svordhvādhobhūmitaḥ. tasya sāsravānāsravatvāt. …中略…。 nādhārāyā
vītarāgatvād iti. tatsāmaṃtadena evādhovairāgyasya⁽¹⁾ kṛtatvāt.

「すべての〔地〕からの」とは、自〔地〕と上〔地〕と下地とからである。そ
 れ（無漏の未至定）は無漏だからである。…中略…。「下〔地〕から〔の離染〕
 はない。既に離染したからである」とは、「まさに⁽²⁾その近分⁽³⁾によって下地
 からの離染が既になされているからである」である。

- (1) Wogihara : vādhovairāgyasya
 (2) 梵本 vā に従えば「あるいは」であるがチベット訳に対応語を欠く。
 続くチベット語訳 de'i nyer bsdogs kho nas の kho に従って eva に改める。
 (3) Wogihara : tatsāmaṃtakena, Tib : de'i nyer bsdogs kho nas

此れと同趣旨は『順正理論』巻 66 (T 29. 702 a 01–10) ; 『藏顯宗論』巻 32 (T 29. 931 c 05–14) においても説かれている。

- 26 もちろんこの場合の土地とは根本定のことである。AKBh. (p. 447.10–15) ; AKVy. (p. 681.19–23) を参照。
 27 自性断・所縁断については清水俊史 [2014 c] を参照。
 28 周柔含 [2010 : p. 64.25–27] : Within the theory of laukikamārga to eliminate afflictions Sarvāstivādin advocates (Ālambana-prahāṇa) destruction of afflictions by eliminating their conditions.
 29 自性断・所縁断については、『大毘婆沙論』巻 53 (T 27. 274 b 24–c 09) = 『毘曇婆沙論』巻 29 (T 28. 213 b 18–c 04) ; 『順正理論』巻 6 (T 29. 362 c 27–363 a 10) ; 『藏顯宗論』巻 4 (T 29. 790 c 19–791 a 01) を参照。
 30 『大毘婆沙論』巻 53 (T 27. 274 b 24–c 09) = 『毘曇婆沙論』巻 29 (T 28. 213 b 18–c 04) を参照。
 31 AKBh. (p. 236.10–13)
 32 AKBh. (pp. 3.24–4.7) :

pratisaṃkhyānirodho yo visaṃyogaḥ (1, 6 ab)

yaḥ sāsravair dharmair visaṃyogaḥ sa pratisaṃkhyānirodhaḥ / duḥkhādīnām āryasaty-
 ānām pratisaṃkhyānam pratisaṃkhyā prajñāviśeṣas tena prāpyo nirodhaḥ pra-
 tisaṃkhyānirodhaḥ / madhyapadalopāt gorathavat /
 kiṃ punar eka eva sarveṣāṃ sāsravāṇāṃ dharmāṇāṃ pratisaṃkhyānirodhaḥ / nety āha
 / kiṃ tarhi /

pr̥thak pr̥thak / (1, 6 b)

yāvanti hi saṃyogadravyāṇi tāvanti visaṃyogadravyāṇi / anyathā hi duḥkhadarśana-
 heyakleśanirodhasākṣātkaraṇāt sarvakleśanirodhasākṣātkriyā prasajyeta / sati caivaṃ
 śeṣapratipakṣabhāvanāvaiarthyaṃ syāt /

択滅とは離繫である。(1, 6 ab)

有漏の諸法からの離繫が、[すなわち] 択滅である。苦などの聖諦を分析することが択 (pratisaṃkhyā) であり、勝れた慧 (prajñā) のことである。それによって得られるべき滅 (nirodha) が択滅である。[牛によって牽かれる車を] 牛車というように、中間の語を省略するからである。

【問】ところで、すべての有漏法の択滅は、ただ一つだけであるのか。【答】そうではない。【問】ではどのようにあるのか。

それぞれ別々に [択滅がある]。(1, 6 b)

束縛する実体 (煩惱) があれば、その数と同じだけ離繫の実体 (択滅) もあ

る。そうでなければ、見苦所断の煩惱の滅を現証すれば、すべての煩惱の滅が現証されることに陥ってしまう。そして、このような場合には、他の対治の修習が無意味になってしまうだろう。

- 33 これと同趣旨は、『発智論』巻12 (T 26. 979 a 28-c 01)；『大毘婆沙論』巻122-123 (T 27. 639 c 04-640 c 25)；『心論』巻1 (T 28. 815 a 05-12)；『心論経』巻2 (T 28. 843 a 27-b 09)；『雑心論』巻3 (T 28. 897 b 22-29)；『順正理論』巻43 (T 29. 584 a 29-b 22)；『藏頭宗論』巻23 (T 29. 884 a 01-15)；ADV. (pp. 178.13-179.11)においても説かれている。
- 34 Pradhan : 'dhimuktimārgas, 舟橋一哉 [1987: p. 418 註2] : vimuktimārgas
- 35 離繫(果)と離繫得は、ともに道によって得られるが、この両者は全く別のものである。

AKBh. (p. 91.7-11) :

kasyedānīm tatphalaṃ katham vā / mārgasya phalaṃ / tadbaleṇa prāpteḥ /
prāptir eva tarhi mārgasya phalaṃ prāptnoti / tasyām eva tasya sāmāthyān na visa-
ṃyogaḥ / anyathā hy asya prāptau sāmāthyam anyathā viṣaṃyoge /
katham asya prāptau sāmāthyam / utpādanāt / katham viṣaṃyoge / prāpaṇāt / tasmān
na tāvad asya mārgaḥ kathaṃcid api hetuḥ / phalaṃ cāsyā viṣaṃyogaḥ /

【問】それでは、その〔離繫なる〕果は、何の〔果〕であるのか、あるいは、どのように〔果で〕あるのか。【答】〔離繫果は〕道の果である。そ〔の道〕の力によって得られるからである。

【難】その場合には、得こそが道の果ということになろう。まさにそれ(得)に対してこれ(道)の機能があるのだから、離繫が〔道の果なのではない〕。

【答】〔そうではない。〕得に対するこれ(道)の機能と、離繫に対する〔道の機能とは〕別ものである。〔ゆえに離繫は道の果である。〕

【問】〔それでは〕どのように得に対してこれ(道)の機能があるのか。【答】〔得を〕生起させるゆえに〔機能がある〕。【問】どのように離繫に対して〔機能があるのか〕。【答】〔離繫を〕得させることゆえに〔機能がある〕。したがって、およそ道は、どのようなあり方であろうとも、これ(離繫)の因ではないが、しかしこれ(道)の果は離繫である。

- 36 『順正理論』巻12 (T 29. 397 a 05-06)；『藏頭宗論』巻6 (T 29. 804 a 06-07)も参照。

37 AKBh. (p. 64.20-22) :

anāptānāṃ caturvidhā // 2, 37 d //

anāsravānāṃ dharmānāṃ caturvidhā praptiḥ / samāseṇa traidhātukī cānāsravā ca / ...
中略... / pratisamkhyānīrodhasya rūpārūpyāvacarī cānāsravā ca /

〔三界に〕繫がれていない〔諸法〕の〔得は〕四種類である。(2, 37 d)

無漏なる諸法の得は四種類である。総括すれば、三界に属するものと、無漏なるものとである。…中略…。沢滅の〔得は〕、色〔界繫と〕無色界繫と無漏の

ものとしてある。

AKVy. (p. 151.13–19) :

pratisamkhyānirodhasya rūpārūpyāvacarī cānāsravā ceti. na kāmāvacarī. kāmādhātor apratipakṣatvāt. rūpāvacareṇa tu mārgēṇa prāptasya rūpāvacarī prāptiḥ. ārūpyāvacareṇārūpyāvacarī. anāsraveṇa mārgēṇānāsravā. āryasya tu rūpāvacareṇa mārgēṇa prāptasya rūpāvacarī cānāsravā cārūpyāvacareṇārūpyāvacarī cānāsravā ca. laukikenāryavairāgye viśaṃyogāptayo dvidheti (6, 46 ab) vacanāt.

「**折滅の〔得は〕、色〔界繫のもの、〕無色界繫のもの、無漏のものとしてある**」とは、**〔折滅の得に〕欲界繫のものはない。欲界は〔煩惱の〕対治にはならないからである。一方、色界繫の道によって得された〔折滅の〕得は色界繫である。無色界繫〔の道〕によって〔得された折滅の得は〕無色界繫である。無漏道によって〔得された折滅の得は〕無漏である。しかしながら、聖者にとって色界繫の道によって得された〔折滅の得は〕色界繫と無漏とであり、無色界繫の道によって得された〔折滅の得は〕無色界繫と無漏とである。〔世間〔道〕による聖者の離染には、二種類の離繫得がある**」(6, 46 ab)と説かれているからである。

38 AKK. 5, 68 abc

39 厳密に言えば、聖者が色界繫／無色界繫の世間道によって離染した場合には、有漏の離繫得と同時に無漏の離繫得も生じる。しかしながら本稿では、異生の断惑を論じるにあたり、論旨を明快にするためにこの仔細について論じていない。AKBh. (p. 64.20–22) ; AKVy. (p. 151.13–19) を参照。

40 『甘露味論』卷1 (T 28. 968 b 17–18) ; 『心論』卷1 (T 28. 814 a 12) ; 『心論』卷1 (T 28. 814 a 17) ; 『心論経』卷2 (T 28. 841 c 19) ; 『心論経』卷2 (T 28. 841 c 28–842 a 01) ; 『雑心論』卷3 (T 29. 892 b 18–22) ; 『雑心論』卷5 (T 28. 892 c 26–893 a 03) ; 『大毘婆沙論』卷171 (T 27. 859 c 23–860 b 07) ; AKBh. (p. 224.17–22) ; ADV. (p. 134.4–10) ; 『順正理論』卷39 (T 29. 566 b 28–c 07) ; 『藏顕宗論』卷21 (T 29. 874 a 01–09) を参照。なお、『入阿毘達磨論』卷1 (T 28. 981 b 17–19) では静慮律儀(色界繫法)は色界善心の得捨に従うと記されているのみであり、および具体的な捨の原因については、および無色界繫法については述べられていない。

41 『甘露味論』卷1 (T 28. 968 b 16–17) ; 『心論』卷1 (T 28. 814 a 12–13) ; 『心論経』卷2 (T 28. 841 c 19–20) ; 『雑心論』卷3 (T 28. 892 b 23–28) ; 『大毘婆沙論』卷36 (T 27. 186 c 26–27) = 『毘曇婆沙論』卷19 (T 28. 141 b 28–29) ; AKBh. (p. 224.20–225.2) ; ADV. (pp. 134.9–135.2) ; 『順正理論』卷39 (T 29. 566 c 07–14) ; 『藏顕宗論』卷21 (T 29. 874 a 09–14) を参照。なお、『入阿毘達磨論』卷1 (T 28. 981 b 19–20) では無漏律儀は無漏心の得捨に従うと記されているのみであり、具体的な捨の原因については述べられていない。

42 この仔細については清水俊史 [2014 e : p. 10 註40, pp. 13.11–15.23] を参照。

43 漢訳『甘露味論』卷1 (T 28. 968 b 21–22) には「善色。云何失。若断善根。若命

終」とあるが、全体の構成からすれば「善色」は「善無色」と改めるべきであろう。その根拠は、次の三点による。まず、(A) この箇所の前後は『甘露味論』『心論』『心論経』『雑心論』のいずれも「①律儀の成就→②律儀の捨→③→④染汚意業の捨」という共通した構成をもち、問題となるこの箇所は③にあたるが、『甘露味論』を除く三書は、この箇所で「無色界繫法の捨」を解説している。(B) 直前に別解脱律儀・静慮律儀・無漏律儀といった善の色法が捨せられる条件が説かれているのにもかかわらず、その直後に③で「善の色法の捨」を再定義することは不審である。(C) しかも、②において説かれる別解脱律儀・静慮律儀・無漏律儀が捨せられる条件と、この③「善の色法の捨」において説かれる条件が互いに矛盾しているため、教理的な点からも受け入れがたい。以上より、あくまで推論に基づく一仮説に過ぎないが、有部論書の一貫性ならびに、教理的側面からすれば、この『甘露味論』にある「善色」は「善無色」に改めて読むことが妥当であるように思われる。

- 44 これら AKBh. をはじめとする「捨」の条件が説かれる箇所は、静慮・無漏律儀のみを捨する条件として理解されてしまっている場合が多い。しかしながら、文脈をよく検討すれば、有漏法・無漏法が捨される条件一般を説明することで、律儀が捨せられる条件を説明している箇所である。以下に示すように、色界繫法が捨される条件が説かれた直後に、色法が存在しえない無色界繫法が捨される条件が説かれることからこれは明白である。

AKBh. (p. 224.17-22) :

atha dhyānānāsravasamvarayoḥ katham tyāgaḥ /

bhūmisamcārāhānibhyāṃ dhyānāptam tyajyate śubham / (4, 40 ab)

sarvam eva dhyānāptam kuśalam dvābhyāṃ kāraṇābhyāṃ parityajate / upapattito vā

bhūmisamcārād ūrdhvaṃ cādhas ca⁽¹⁾ parihāṇito vā samāpatter / nikāyasabhāgatyāgāc⁽²⁾ ca kiñcit / yathā ca rūpāptam kuśalam bhūmisamcārāhānibhyāṃ tyajyate

tathārūpyāptam āryaṃ tu phalāptyuttapitihānibhiḥ // 4, 40 cd //

さて、静慮と無漏との〔二〕律儀には、どのように捨があるのか。

(1) 易地と (2) 退失とによって、静慮〔地〕所繫の淨 (śubha) は捨せられる。(4, 40 ab)

まさにすべての静慮〔地〕所繫の善 (kuśala) は、二因によって捨せられる。

(1) 生まれること〔即ち〕上〔地〕もしくは下〔地〕へ地を易えることにより、あるいは (2) 等至から退失することによる。そして、一部は (3) 衆同分を捨することによる。また、色界繫の善が易地と退とによって捨せられるのと同じように、

同様に無色界繫〔の善法も易地と退とによって捨せられる〕。けれども聖なる〔諸法は〕得果と練根と退とによって〔捨せられる〕。(4, 40 cd)

(1) Pradhan: avasāyaṃ, 舟橋一哉 [1987: p. 235 註 1]: adhas ca

(2) Pradhan: nikāyasabhāgatvāc, 舟橋一哉 [1987: p. 235 註 2]: nikāyasabhāgatvāgāc

AKVy. (pp. 387.27–388.3) :

dhyanāptam iti. rūpasvabhāvaṃ kuśalam arūpasvabhāvaṃ cābhipretaṃ. ata eva ca **sarvam** eveti vyācāṣṭe. **dvābhyām** iti. upapattito vā. parihāṇito vā. tenāha **upapattito** veti vistaraḥ. ūrdhvaṃ upapadyamāno 'dharmaṃ parityajati. adhāś copapadyamāna uparibhūmikam iti. **parihāṇito vā samāpatteḥ** tatsamāpattisamgrhītaṃ kuśalaṃ tyajyate. **nikāyasabhāgatyāgāc ca kiṃcid** iti. nirvedhabhāgīyaṃ yat pṛthagjanāvasthāyām utpāditam yāvat kṣāntir iti. tad asaty api bhūmisaṃcāre nikāyasabhāgatyāgena tyajyate. yadā kāmadhātau mṛtvā tatraivopapadyate. vakṣyati hi bhūmityāgāt tyajaty āryas tāny anāryas tu mṛtyuta iti.

「静慮〔地〕所繫」とは、色を自性とする善と、非色を〔自性とする善〕とが意趣されている。また、それゆえにまさに「まさにすべての」と詳説するのである。「二〔因〕によって」とは、「生れることによって、あるいは退失によって」のことである。それゆえに「生まれること」云々と述べたのである。上〔地〕に生まれつつある者は、下〔地の善〕を捨し、そして下〔地〕に生まれつつある者は、上地に属する〔善〕を〔捨する〕。「あるいは等至から退失することによる」とは、その等至に含まれる善が捨せられるのである。「そして、一部は衆同分を捨することによる」とは、異生位において生ぜしめられた忍(kṣānti)に至るまでの順決択分は、地を易えることがなくても、欲界において死に同地において生まれる場合には、衆同分の捨によって捨せられる。なぜなら「聖〔者〕は、地を捨するによって、それら〔順決択分〕を捨す。しかし聖者でない者は死によって〔捨す〕」(AKK. 6, 21 cd)と〔後で軌範師は〕説くだろうからである。

- 45 『甘露味論』における「死没」の条件も同様に効力が永続的ではないことを意味している。
- 46 AKBh. より前の有部論書については、本論文の註釈にて当該箇所を指摘した。また、本論では深く扱わなかったが、『識身足論』巻13-16に亘って説かれる十二心の成就・不成就の関係において、異生であっても欲界・色界から離染できるが、無色からは離染できないことが既に説かれており、AKBh. に説かれるような有漏世間道による断惑が、すでに六足発智の段階から芽生えていたことが確認できる。
- 47 たとえば欲界繫煩惱の場合には、初静慮の未至定によりて欲界繫煩惱から離染するため、欲界離染の際に得られる離繫得は色界繫法であると考えられる(AKBh. (p. 64.20–22) ; AKVy. (p. 151.13–19) を参照)。色界繫法は、(1) 易地、(2) 退、(3) 死没、(4) 離染の何れかの条件によって捨されると理解されているため(本稿6. 節参照)、禪定から出定しても退失しなければ、この離繫得は成就されたままであり、したがって欲界繫煩惱も不成就のままであると考えられる。(2) 退とは得た功德を失うことであり、散心に戻ること(出定)ではない(これについては清水俊史[2014 e: p. 7.6–9.16]を参照)。